# 令和5年度女性就労支援事業実施業務 公募型プロポーザル募集要項

令和5年7月 姫 路 市

#### 1 募集の概要

地域経済を支える人材の確保・育成を目指し、出産や育児等で離職した者や就労経験のない女性に対し、ビジネスマナー、履歴書の書き方、キャリア形成等に関する研修及び就労支援を実施し、女性の活躍の推進に積極的に取り組んでいるなど、女性が就労を継続しやすい企業で正社員として就職することにつなげることを目的とする。

本要項は、令和5年度女性就労支援事業実施業務を委託するにあたり、関係法令に定める もののほか、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった受託者 をプロポーザル方式により審査するために定めるものである。

(1) 業務名

令和5年度女性就労支援事業実施業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

別紙要求水準書のとおり

(3) 業務委託者

姫路市

(4) 業務委託期間

委託契約締結日から令和6年3月22日まで

(5) 提案上限金額

基本委託料 7,687,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。) ※要求水準書に定める、「正社員を目指すコース」における就職者数が目標値(8人) を上回る場合は、当該超える人数につき1人当たり100,000円(消費税及び地方 消費税相当額を含む。)の実績加算額を基本委託料に加算して支払う。ただし、実績加 算額の上限は500,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

# 2 参加資格

参加表明をする者(以下「参加表明者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準(平成25年3月25日制定)に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。)第5項の規定により業者登録名簿(以下「業者登録名簿」という。)に登録され、かつ、「広告、催事、展示」の業種及び「イベント、企画演出、会場設営」の詳細業種または「事務委託」の業種及び「試験、研修、講座運営」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 法人にあっては、姫路市税(以下「市税」という。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者であること。
- (5) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。 ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等

措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

# ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

# イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、(ア)については、会社の一方が 更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
  - (ア) 組合とその組合員
  - (4) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (9) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条第1項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- 3 プロポーザルに関する担当部局等
  - (1) 担当部局

姫路市観光経済局商工労働部労働政策課(以下「労働政策課」という。)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2503

FAX (079) 221-2508

E-mail:roudou@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を 示す期間	令和5年(2023年)7月4日から 令和5年(2023年)8月10日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号) 第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	労働政策課

4 プロポーザル実施に係るスケジュール (予定)

項目	日時
公告及び要求水準書等の公表	令和5年7月 4日
参加表明手続の提出書類の受付期限	令和5年7月12日 午後4時
参加資格確認結果の通知	令和5年7月13日
プロポーザルに関する質問受付期限	令和5年7月18日 午後4時
プロポーザルに関する質問への回答	令和5年7月20日 正午頃
提案資料提出書類の受付期限	令和5年8月 1日 午後4時
提案内容のヒアリング	令和5年8月 4日
契約候補者の特定・通知	令和5年8月 7日
契約締結予定及び審査結果の公表	令和5年8月10日

# 5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

# ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (イ) 誓約書(様式第2号)
- (ウ) 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)(公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。)
- (エ) 国税の納税証明書(個人の場合は税務署様式その3の2又は、法人の場合は税務署様式その3の3) (公告日以後に発行されたものの原本)
- (オ) 関連企業申告書(様式第3号)
- (カ) 公募型プロポーザル参加資格確認通知書の返信用封筒(返信先を記載し404円 分の切手を貼った長形3号封筒)

# イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

<b>乡加丰田寺</b>	令和5年(2023年)7月 4日から
参加表明書等 配布期間	令和5年(2023年)7月12日まで
日[八][ 29][日]	本市の休日を除く

#### 労働政策課

#### 閲覧の場所

(参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.hime.ji.lg.jp/sangyo/0000023610.html))

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

才 提出場所

労働政策課

力 提出期間(参加表明受付期間)

令和5年7月10日午前9時から同月12日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(受付期間最終日を除く。)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和5年7月13日までに電話連絡及び参加資格確認通知書 を郵送により通知する。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について 説明を求めることができる。その場合は、令和5年7月18日正午までに、参加資格が ないと認めたことに対する説明請求を書面(様式は任意)により労働政策課に提出する こと。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 説明会

説明会は、行わない。

- 7 プロポーザルに関する質疑について
  - (1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。
    - ア 提出書類

質疑書(様式第4号)

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所(送信先アドレス)」宛てに電子メールで送信すること。(ファイル形式はMicrosoft Excelとする。)

ウ 提出場所(送信先アドレス)

roudou@city.himeji.lg.jp

工 提出期限

令和5年7月18日午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。
  - ア 回答開始日時 令和5年7月20日正午頃
  - イ 回答方法 回答は、姫路市ホームページに掲載する。

# (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしない ことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。 ウ 質問者名は公表しない。

# 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類(提案資料)及び提出部数

原則としてA4版片とじ・横書き・片面とする。レイアウト等によりA3サイズを使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。

	書類名	様式	部数	備考
ア	提案書表紙	様式第5号	原本1部	
1	イの類似業務実績	様式第6号	原本1部、	過去に類似業務の実績があれば記入
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		写し6部	すること。
ウ	業務実施体制	様式第7号	原本1部、 写し6部	本業務においては、受託者が本業務の 全部又は主体部分を一括して第三者に 再委託することを禁じるが、本業務の 一部を、より専門性の高い第三者へ再 委託することまで禁じるものではな い。また、法令の規定上再委託が必要 な場合は、その旨をあらかじめ通知
				し、本市の書面による承諾を得ること で、再委託を認める。
工	提案書	様式第8号 -1~7	原本1部、 写し6部	要求水準書に記載した内容を踏まえた 具体的な実施内容その他必要と思われ る事項を記載すること。 要求水準書の必須記載事項の遺漏がな いこと。
オ	工程表	様式第9号	原本1部、 写し6部	
力	見積書	様式第 10 号	原本1部	

# (2) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

(3) 提出場所

労働政策課

(4) 提出期間(提案受付期間)

令和5年7月28日午前10時から同年8月1日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(提出期限最終日を除く)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

# (5) その他

ア 提案資料を提出した参加者(以下「提案者」という。)が特定できるような表示及び 記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となること がある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではな い。

- イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。
- ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。
- エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。
- オ 提出された提案資料は、一切返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

# 9 ヒアリングの実施

- (1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングの開催日は令和5年8月4日(予定)とし、時間・場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。
- (2) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

#### 10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

- (1) 審査及び契約候補者の特定方法
  - ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号及 び別紙女性就労支援事業実施業務提案評価書(以下「評価書」という。)に基づき評価 し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。
  - イ 提案に関する評価は、令和5年度女性就労支援事業実施業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において実施する。
  - ウ 委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総 合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費(受託希望金額)の最も低い者を契約候補者とする。事業費(受託希望金額)の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

# (2) 評価項目及び評価基準

# ア 提案等に関する評価

下記評価基準及び評価書に基づき、委員会の委員5名が評価を行い、各委員の評価点の合計により算出する。(500点満点)

評価項目		評価基準	配点
類似業務実績		過去の類似業務の実績により評価する。	5 点
業務実施体制		要求水準書を踏まえた上で、効果的な人員配置体制となっているか。	10点
	(1)コース及び目標 の設定	・コースの概要や人数の設定は効果的か。 ・参加者数の目標値は実現性があるか。	10点
提案内容	(2)研修	・各コースに応じた採用に繋がる内容であるか。 ・各コースの研修内容の違いの意図は明確か。 ・研修時間、日数、1日当たりの時間数は合理的か。	15点
	(3)マッチングイベント	合同企業面接会、個別面接会等のマッチングイベント は効果的か。	10点
	(4)企業開拓方法	参加者に応じた、女性が就労を継続しやすい企業開拓となっているか。	5点
	(5)就職支援及び定 着支援	就職支援及び定着支援の内容は効果を期待できるものか。	10点
	(6)広報活動方法	設定する参加者数を確保するために効果的な広報活動 ができる内容か。	15点
	(7)実施時期及び実 施場所	参加者及び参加企業に配慮した合理的な時期や場所となっているか。	10点
工程表		要求水準書を踏まえた上で、効果的なスケジュール設定となっているか。	10点

# ※ 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

1 2 3					
評価	判断基準	得点化方法			
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.0			
В	AとCの中間程度	各項目の配点×0.8			
С	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.6			
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.4			
Е	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.2			

#### イ 事業費(見積金額)に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の見積書に記載された見積金額(基本委託料(実績加 算額を含まない事業費))を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された見積金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、 事業費(見積金額)に関する評価点の満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、20点に第1位の見積金額と当該提案者が示す見積金額との比率を乗じて得た数(小数点以下切り捨て)とする。

## 20点×(全提案中最低の見積金額/提案者が示す見積金額)

#### ウ総合評価点

各委員の提案等に関する評価点の合計と事業費(見積金額)に関する評価点の合計により算出する。(520点満点)

# (3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等 を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 契約候補者の特定を令和5年8月7日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- オ 特定された契約候補者は、令和5年8月9日午後4時までに、本件業務の見積書を労 働政策課に提出すること。
- カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和5年8月10日 を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切 受け付けない。

# 11 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結 する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)第29条の 規定を適用する。

#### 12 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面(様式は任意)により労働政策課に持参又は郵送(書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。)で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

#### 13 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者
- (5) 重大な要求水準違反の提案をした者
- (6) 第9項に規定するヒアリングに正当な理由なく参加しなかった者
- (7) その他このプロポーザルの条件に違反した者

# 14 著作権等

- (1) 著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて 保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、 原則として提案者が負うものとする。

### 15 プロポーザルの参加に要する費用負担

企画提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担と する。

#### 16 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (4) 参加表明手続及び企画提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。